



平成 25 年 11 月 14 日

各 位

会 社 名 川田テクノロジー株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 川田 忠裕  
(コード番号 3443 東証第 1 部)  
問 合 せ 先 経 理 部 長 宮田 謙作  
(T E L 03-3915-7632)

#### 社内調査報告書の提出に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 10 月 4 日付けで「誤謬により不適切な会計処理が行われたことの判明」を公表いたしました。過去に公表した連結財務諸表において持分法適用範囲の判定に誤りがありました。持分法適用範囲の見直しの結果、対象会社が増加し、過年度の連結損益及び連結利益剰余金が増加する可能性があります。

当社は本事象に関して、社内調査委員会による調査を実施して参りました。

平成 25 年 11 月 14 日付けで社内調査委員会より調査結果報告書を受領いたしましたので、同報告書を別添の通りご報告いたします。

当社はこの調査報告書の結果を真摯に受け止め、①決算・財務報告プロセスの改定、②持分法適用会社に関する情報収集の強化、③監査法人とのコミュニケーションの強化を図ります。

また、経理担当者の会計基準等に関する専門的知識のレベルアップとともに、決算・財務報告プロセスと会計基準の整合性を再検証する所存であり、今後同様の事態を発生させないように努力いたします。

株主及び取引先をはじめ関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をお掛けいたしますことを深くお詫び申し上げます。

以上

平成 25 年 11 月 14 日

川田テクノロジーズ株式会社  
代表取締役社長 川田 忠裕 殿

社内調査委員会  
委員長 金井 洋

## 調査結果報告書

### 1. 調査の目的

当社は過去に公表した連結財務諸表において持分法適用範囲の判定に誤りがありました。本調査の目的は、本件事実の概要、経緯および発生原因の分析を明確にし、今後の再発防止に資することを目的としております。

### 2. 調査期間

平成 25 年 10 月 15 日から平成 25 年 11 月 8 日まで

### 3. 社内調査の方法

- ① 規程、内部統制文書および監査立会報告書の閲覧、内容調査
- ② 関係者へのヒアリング

### 4. 社内調査委員会の構成

当委員会は以下の 3 名で構成されています。

- ・ 委員長 常勤監査役 金井 洋
- ・ 委員 常勤監査役 阿久津政俊
- ・ 委員 監査室長 塩谷節雄

### 5. 本件事実の概要

本来は、「持分法会計に関わる実務指針」第 6 項に基づき、持分法適用会社の子会社が連結に与える重要性を每期検討して、持分法の適用範囲を見直す必要がありますが、当社では管理者、実務担当者双方にこの規定の理解が不十分であったため、その作業を失念しておりました。持分法の適用範囲を見直した結果、対象会社が増加し、過年度の連結損益及び連結利益剰余金等が増加する可能性があります。

## 6. 本件事実の認知及び開示までの経緯

平成 25 年 9 月 17 日に監査法人より、持分法適用会社である佐藤工業株式会社の子会社・関連会社の財務諸表の提出を求められ、9 月 19 日に提出、9 月 24 日に監査法人の指摘があり、その後社内確認を行った結果、連結財務諸表における持分法の適用方法に誤りがあることが判明し、訂正が必要であるとの認識に至りました。

平成 25 年 10 月 4 日付けで、「誤謬により不適切な会計処理が行われたことの判明」について開示をおこないました。

## 7. 本件発生原因の分析

- ① 管理者、実務担当者双方に「持分法会計に関する実務指針（会計制度委員会報告第 9 号）」適用の範囲（第 6 項）に対する理解が不十分でありました。
- ② 規程、内部統制文書共に、連結財務諸表における持分法適用会社の子会社等に係る連結範囲の判定プロセスの記載が欠落していました。
- ③ 監査立会報告書の検証および関係者へのヒアリングにおいても、本件の会計処理に関して会計監査人からの指摘がありませんでした。

## 8. 誤謬・不正の判別

実施した社内調査を検証した結果および会計監査人の認識等を含めて考察するに、本件の会計処理がなされたことについて恣意性は認められず、業務担当部門の誤謬であったと判断いたします。

## 9. 業務改善の要請

再発防止のため、原因の除去のみならず、業務担当部門のスキルアップや関連部門とのコミュニケーション強化等、改善対策の構築を要請いたします。

以上